

刈谷市入札参加資格停止要領

(趣旨)

第1条 この要領は、有資格業者の入札参加資格停止（以下「資格停止」という。）の取扱いについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 有資格業者 刈谷市契約規則（昭和40年規則第10号）第5条第3項に規定する名簿に登載された者をいう。

(2) 参加資格停止 有資格業者が、別表第1から別表第4まで（以下「別表」という。）に掲げる停止要件に該当するため、契約の相手方とすることが不適当として、期間を定め、競争入札の入札者及び随意契約における見積者の選定の対象から除外する措置をいう。

(3) 入札参加の見合せ 有資格業者が、一定の要件に該当すると認められ、契約の相手方とすることが不適当として、競争入札の入札者及び随意契約における見積者の選定の対象から除外する措置をいう。

(資格停止の要件及び期間)

第3条 有資格業者が、別表に掲げる停止要件の一に該当するときは、当該有資格業者に対して別表に定めるところにより、期間を定め、資格停止を行うものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する資格停止)

第4条 前条の規定により資格停止を行う場合において、責を負うべき有資格業者である下請負人があるときは、当該下請負人について、元請負人の資格停止期間の範囲内で資格停止を行う。

2 共同企業体について資格停止を行うときは、当該共同企業体の構成員（明らかに責を負わないと認められる者を除く。）について当該共同企業体の資格停止期間の範囲内で資格停止を行う。

3 資格停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該構成員の資格停止期間の範囲内で資格停止を行う。

(資格停止期間の特例)

第5条 有資格業者が、一の事案により別表の停止要件の2以上に該当したときは、当該停止要件ごとに定める期間の短期及び長期の最も長いものをもって資格停止期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合における資格停止期間の短期については、当該停止要件ごとに定める短期の2倍（当初の資格停止期間が1

月に満たないときは、1.5倍)の期間とする。

(1) 資格停止期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、それぞれ別表の停止要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2又は別表第3第1項、同第2項及び同第3項の停止要件に係る資格停止期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ別表第2又は別表第3第1項、同第2項及び同第3項の停止要件に該当することとなったとき。

3 資格停止すべき事案について特別の理由があるため、別表及び前2項の規定による資格停止期間の短期未満の期間を定める必要があると認められるときは、資格停止期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 資格停止すべき事案が極めて悪質であるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表及び第1項の規定による長期を越えて期間を定めるときは、資格停止期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 別表第3第1項の措置要件に該当することとなった有資格者について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)に定める課徴金減免制度が適用され、その事実が公表された場合における資格停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の2分の1の期間とする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する資格停止期間の特例)

第6条 第3条の規定により別表各号に定める資格停止を行う際に、有資格業者が独占禁止法違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、それぞれ当該各号に定める期間を資格停止期間の短期とする。

(1) 本市が発注した工事等に関し、談合情報を得た場合又は本市の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第3第1項から第3項までに該当したとき。それぞれ当該各項に定める短期の2倍の期間

(2) 別表第3第1項から第3項までに該当する有資格業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。

それぞれ当該各項に定める短期の2倍の期間

(3) 別表第3第1項に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき。それぞれ当該各項に定める短期の2倍の期間

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく市長による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第3第1項に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

それぞれ当該各項に定める短期に1月加算した期間

- (5) 本市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第3第2項又は第3項に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

それぞれ当該各項に定める短期に1月加算した期間

（資格停止期間の変更）

第7条 資格停止期間中の有資格業者について、当該資格停止に係る事案の内容、経過等により特に必要と認められるときは、別表及び前条に規定する期間の範囲内で資格停止期間を変更することができる。

（資格停止の解除）

第8条 資格停止期間中の有資格業者が、当該資格停止に係る事案について責を負わないことが明らかであると認められるときは、当該有資格業者について資格停止を解除する。

（入札参加の見合せ）

第9条 有資格業者が、次の各号のいずれかに該当する場合において、工事の契約の相手方として不適当と認められるときは、別表に掲げる停止要件及び期間に準じ、当該有資格業者について入札参加の見合せを行うことができる。

(1) 別表に掲げる停止要件に該当する疑いがあると認められるとき。

(2) 別表に掲げる停止要件に該当する場合であって、入札参加実績のないとき。

2 第4条の規定は、前項の場合にこれを準用する。

3 入札参加の見合せを行なった事案について、当該見合せに係る有資格業者の責に帰すべき理由がないと認められるとき、又は入札参加の見合せ後、相当の期間を経過したときは、入札参加の見合せを解除する。

4 入札参加の見合せの期間は、当該事案の資格停止期間に通算することができる。

（指名の取消し）

第10条 資格停止を行なった場合において、当該資格停止に係る有資格業者に対して指名をしているときは、当該指名を取り消す。

（資格停止の通知）

第11条 資格停止、資格停止期間の変更又は資格停止の解除（次条において「資格停止等」という。）を行なったときは、必要に応じて停止の内容を当該有資格業者に対して資格停止決定通知書（様式第1号）、資格停止変更通知書（様式第2号）又は資格停止解除通知書（様式第3号）により通知する。

（資格停止等の公表）

第12条 資格停止等を行なったときは、資格停止業者、資格停止期間及び理由を公表する。

2 公表の期間は、資格停止期間の終了する日までとする。

3 公表の方法は、刈谷市のホームページへの掲載及び報道機関への情報提供の方法による。

(随意契約の相手方の制限)

第13条 資格停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない理由があり、あらかじめ刈谷市業者選定審査会の承認を受けたときはこの限りではない。

(下請負等の禁止)

第14条 資格停止の期間中の有資格業者が工事等の一部を下請負し、又は受託することを承認してはならない。

(資格停止等に至らない事由に関する措置)

第15条 資格停止等を行わない場合において、必要があると認めるときは、有資格業者に対し書面により警告又は注意喚起を行うことができる。

2 前項に規定する警告を受けた有資格業者は、当該警告を受けた日を満了日とする資格停止を受けたものとみなして、第5条第2項の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成6年7月12日から施行し、同日以後開催される刈谷市指名業者選定審査会の審査に掛かるものから適用する。

(刈谷市工事請負業者指名停止取扱内規の廃止)

2 刈谷市工事請負業者指名停止取扱内規（平成5年4月1日）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年6月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成１９年５月１４日から施行する。

附 則

この要領は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和２年１２月２５日から施行する。

附 則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年６月１日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

愛知県内において生じた事故等の停止基準

停 止 要 件	停 止 期 間	
	刈 谷 市 の 発 注 分	そ の 他
（虚偽記載） 1 刈谷市の発注する工事等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において一般競争入札参加資格確認申請書、指名競争入札参加申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1 か月以上 6 か月以内	
（粗雑工事） 2 県内における工事等の施工又は履行に当たり、工事等を粗雑にしたと認められるとき。	1 か月以上 6 か月以内	1 か月以上 3 か月以内
（契約違反） 3 刈谷市の発注する工事等の施工又は履行に当たり、前項に掲げる場合のほか、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1 か月以上 4 か月以内	
（公衆損害事故） 4 県内における工事等の施工又は履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えたと認められるとき。	1 か月以上 6 か月以内	1 か月以上 3 か月以内
（工事等関係者事故） 5 県内における工事等の施工又は履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	1 か月以上 4 か月以内	2 週間以上 2 か月以内

（注）刈谷市には、刈谷知立環境組合、社会福祉法人刈谷市社会福祉協議会、刈谷土地改良区及び衣浦東部広域連合を含む（別表第 2 及び別表第 3 において同じ。）。

別表第 2（第 3 条関係）

贈賄の停止基準

停 止 要 件	停 止 期 間		
	刈谷市の職員 に対する場合	国の機関及び普通地方公共 団体等の職員に対する場合	
		愛 知 県 内	愛 知 県 外
1 有資格業者の個人又は有資格業者 の代表役員が、業務に関し、贈賄容疑 で逮捕又は公訴を提起されたとき。	4 か月以上 1 8 か月以内	3 か月以上 1 2 か月以内	3 か月以上 9 か月以内
2 有資格業者の一般役員が、業務に関 し、贈賄容疑で逮捕又は公訴を提起さ れたとき。	3 か月以上 1 8 か月以内	2 か月以上 9 か月以内	1 か月以上 6 か月以内
3 有資格業者の使用人が、業務に関 し、贈賄容疑で逮捕又は公訴を提起さ れたとき。	2 か月以上 1 8 か月以内	1 か月以上 6 か月以内	

（注）「代表役員」とは取締役専務以上の者及び代表権を有する取締役常務をいう。

（注）「一般役員」とは代表権のない取締役常務、取締役、支店長、営業所長等の者をいう。

別表第 3（第 3 条関係）

不正行為等の停止基準

停 止 要 件	停 止 期 間		
	刈 谷 市 の 発 注 分	愛 知 県 内	そ の 他
(独占禁止法違反) 1 業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、工事等の契約相手として不適當であると認められるとき。	3 か月以上 1 8 か月以内	2 か月以上 1 8 か月以内	1 か月以上 1 8 か月以内
(談合又は競売入札妨害等) 2 有資格業者の個人又は有資格業者の代表役員が、談合又は競売入札妨害の容疑で逮捕又は公訴を提起されたとき。	4 か月以上 1 8 か月以内	3 か月以上 1 8 か月以内	3 か月以上 1 8 か月以内
3 有資格業者の一般役員又はその使用人が、談合又は競売入札妨害の容疑で逮捕又は公訴を提起されたとき。	3 か月以上 1 8 か月以内	2 か月以上 1 8 か月以内	1 か月以上 1 8 か月以内 (使用人を除く)
(建設業法違反) 4 建設業法違反で、工事の契約の相手方として不適當であると認められるとき。	2 か月以上 9 か月以内	1 か月以上 9 か月以内	
(不正又は不誠実な行為) 5 別表第 1、別表第 2 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。	1 か月以上 9 か月以内		
(不当要求行為等) 6 刈谷市不当要求行為等対策要綱第 2 条に規定する不当要求行為等を行い、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき、	1 か月以上 9 か月以内		
7 刈谷市が行う調達契約等からの暴力団の排除に関する事務取扱要領第 1 0 条に規定する届出をおこたったとき	1 か月		

（注）愛知県内とは、愛知県の区域内において行われた行為をいう。

別表第 4（第 3 条関係）

その他の停止基準

停 止 要 件	停 止 期 間
（業務以外の不正又は不誠実な行為） 1 別表第 1、別表第 2 及び前各項に掲げる場合のほか、有資格業者の個人又は有資格業者の代表役員が、拘禁刑以上の刑にあたる犯罪容疑で逮捕又は公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。	1 か月以上 9 か月以内
（その他重要な事案） 2 別表第 1、別表第 2 及び前各項に掲げる場合のほか、重大な事案が発生し、当該有資格業者が、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。	審査会で決定